

2022 年 10 月より 後期高齢者で一定以上の所得のある方の負担割合が変わります

2022 年 10 月以降の後期高齢者の負担割合について

2022 年 10 月 1 日より、後期高齢者の一般所得者のうち、一定以上の所得がある方の負担割合が 2 割に変わります。

後期高齢者医療広域連合または市区町村で 2022 年 10 月からの負担割合を確認し、2022 年 10 月 1 日以降の窓口負担割合の記載がある被保険者証を交付します。

薬局においては、提示された被保険者証の有効期限と負担割合を確認して受付をしてください。

負担割合が 2 割になる方への配慮措置について

負担割合が 2 割になる方については、負担が増えすぎないように、2025 年 9 月まで 1 ヶ月の外来の負担額の増加を 3000 円までに抑える配慮措置があります。

1 つの医療機関（1 レセプト）ごとに 1 割負担相当額+3000 円、かつ高額療養限度額（18000 円）まで窓口でお支払いいただきます。

上限額が決められているマル長や公費負担医療については配慮措置の対象外ですが、公費対象の医療と対象外の医療が混在する場合は、公費の自己負担分と主保険単独の自己負担分を合わせて、1 医療機関ごとに高額療養限度額（18000 円）まで窓口でお支払いいただきます。

詳しくは、計算事例集をお確かめ下さい。

複数の医療機関にかかっている場合は、一度 1 医療機関ごとに 1 割負担時の相当額+3000 円まで窓口でお支払いいただきます。

後日すべての医療機関の自己負担分を合算、1 割負担時の相当額+3000 円を超えた分は事前に登録した口座に高額療養費として保険者から払い戻されます。

※2 割負担になる方で、高額療養費払い戻し用の口座が登録されていない方については、保険者から申請書が送られます

厚生労働省からのお知らせや計算事例集もお確かめください。

[後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和 3 年法律改正について）](#)

[医療機関向けリーフレット 後期高齢者医療制度に関するお知らせ](#)

[後期高齢者医療制度の負担割合見直しに係る計算事例集](#)

2022 年 9 月 27 日

 株式会社
ワイケイエス.ファーマテック